

23生産第4581号  
平成23年9月30日

社団法人 日本馬事協会会長 殿



農林水産省 生産局農産部農業環境対策課長  
生産局農産部技術普及課長  
生産局畜産部畜産企画課長  
生産局畜産部畜産振興課長

堆肥・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値に係る周知徹底について

今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知 以下「8月1日付け通知」という。）の再周知を、別添のとおり、通知しました。

このため、貴団体におかれましても、8月1日付け通知を、貴団体傘下の関係者へ改めて周知の徹底をよろしくお願いいたします。



写

23生産第4581号  
平成23年9月30日

北海道農政事務所農政推進部長 殿  
各農政局生産部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省 生産局農産部農業環境対策課長  
生産局農産部技術普及課長  
生産局畜産部畜産企画課長  
生産局畜産部畜産振興課長

堆肥・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値に係る周知徹底について

堆肥・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値については、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知 以下「8月1日付け通知」という。）により都道府県・関係団体を通じて農業者等の方々に周知を図ったところです。

現在、放射性セシウムによる汚染の可能性のある地域において堆肥・飼料等の検査が実施されており、暫定許容値を下回ることが確認された堆肥・飼料等の流通、利用が進められています。堆肥については、秋以降作付け前に利用する農業者の方々も多く、稲わら、もみがらなどを利用して自ら堆肥を生産する場合があります。また、農業者の方々が生産する米や稲わらなどは飼料としても利用されます。

このため、貴局管内の都道府県に対し、8月1日付け通知の遵守状況について確認していただくとともに、普及指導センター等関係機関や市町村、農業者団体等を通じ、別添チラシの活用等により、放射性セシウムの濃度が暫定許容値を下回る堆肥や飼料米、稲わら等の利用について農業者の方々へ改めて周知徹底していただくよう依頼をお願いいたします。

# 農地の汚染拡大の防止、安全な農畜産物の生産のために

～肥料・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました～

## 大切な農地を守り、安全な農畜産物を生産するために

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響で、原発周辺県で収集された堆肥原料(家畜排せつ物、落ち葉、わら等)が高濃度の放射性セシウムで汚染されている可能性があります。

汚染された原料でつくられた堆肥等を農地に使用すると、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高くなります。さらに、その農地で生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超える確率が増大します。このため、農地の汚染を拡大しないよう堆肥等の暫定許容値を定めました。

また、稲わら、米ぬか等は飼料や飼料原料として使われることも多く、家畜排せつ物や肥料を經由して農作物に吸収されるだけでなく、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性もあります。このため、食品衛生法の暫定規制値を超えない畜産物を生産するために飼料の暫定許容値を定めました。

### 耕種農家の皆様へ

暫定許容値を下回る堆肥・土壌改良資材・培土等を使いましょう。

そのために

- ◆堆肥等を購入する場合は、販売業者等にいつ、どこで、どのように生産・保管されたかについて確認しましょう。
- ◆自ら生産した堆肥等を使う場合は、使った材料や生産時期、保管方法等を確認し、その取扱について県に相談しましょう。

### 畜産農家の皆様へ

暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。

そのために

- ◆粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ、どこで、どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ◆配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

#### 堆肥・土壌改良資材・培土

400  
ベクレル/kg

放射性セシウムの  
暫定許容値

#### 飼料(牛、馬、豚、鶏、うずら用)

300  
ベクレル/kg

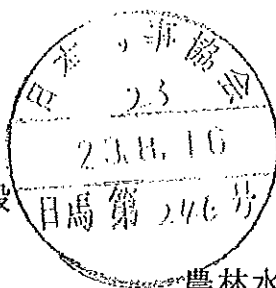
- ◆稲わら等を刈り取った田畑にそのまままきこむ場合や畜産農家が自分の経営内で生じた家畜排せつ物又は堆肥を自給飼料畑へ使用する場合等は暫定許容値の確認は必要ありません。
- ◆東北・関東地域で収集された落ち葉を材料とした腐葉土等の生産や使用をしないようにしてください。
- ◆23年産のわらについては、暫定許容値を下回ることを確認されたら使用をしないようにしてください。

- ◆乳用牛・肉用牛に給与される牧草、飼料作物、わら等の粗飼料で
  - ①自家用に生産された粗飼料
  - ②近隣の市町村内において、耕種農家と畜産農家の契約に基づき、堆肥と交換することにより提供された粗飼料等は、3000ベクレル/kgまで例外的に使用できます。
- ◆めん羊、山羊、直仕牛に比べて食料性物質が体内に移行する割合が大きいため、東北・関東地域では当面、牧草及び専放牧に当該地域で生産された粗飼料の給与をしないようにしてください。詳細は県へご相談下さい。

農林水産省農畜部(電話03-3560-2151)

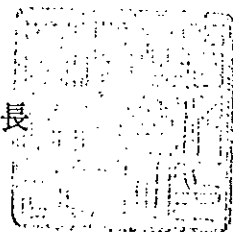
◎堆肥について	消費・安全局農産安全管理課 (内線 4508)	◎飼料について	消費・安全局畜産安全管理課 (内線 4546)
◎土壌改良資材について	生産局農産部畜産環境対策課 (内線 4762)	◎家畜排せつ物について	生産局畜産部畜産振興課 (内線 4925)
◎培土について	生産局農産部技術普及課 (内線 4728)		生産局畜産部畜産企画課 畜産環境・経営安定対策室 (内線 4890)

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

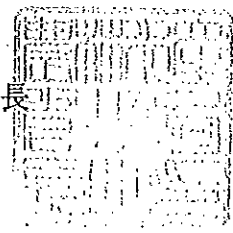


社団法人日本馬事協会会長 殿

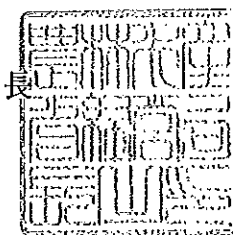
農林水産省総合食料局長



農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、都道府県知事及び関係機関に対して別添写しのとおり改めて依頼したので、御承知いただくとともに、貴会会員に対して、適切な指導をお願いいたします。



写

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念される所です。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び傘下系統金融機関に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしくお願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了願います。

写

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び傘下系統金融機関に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしくお願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

一般社団法人全国銀行協会会長  
社団法人第二地方銀行協会会長  
社団法人全国地方銀行協会会長  
社団法人全国信用金庫協会会長  
社団法人全国信用組合中央協会会長  
(株)商工組合中央金庫代表取締役社長  
株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮（及び貴会会員に対してもその旨を周知徹底するよう、）よろしく願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

全国農業協同組合中央会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事長  
独立行政法人農林漁業信用基金理事長  
全国農業信用基金協会協議会会長理事

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び貴会会員に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしくお願いたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。



写

23総合第1011号  
23生畜第1048号  
23経営第1476号  
平成23年8月10日

都道府県知事 殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通については御配慮をお願いしてきたところですが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるよう、一層の御配慮をお願いするとともに、個々の畜産農家等に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしく願いいたします。

なお、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので、申し添えます。